

載おかれたるまゝにて、訂し漏されたるにぞあるべき。○中故延長の末よりの事なるべしとは云ふなり、又平兼盛朝臣集に、あをうまを題にて、降雪に色もかはらで引ものをたれあをうまと名づけそめけむ、と云ふ歌みえたり、此ぬし天暦年中越前權守に任され、從五位上駿河守まで進みて、正暦元年に卒り給へり、貫之朝臣には、凡三四十年ばかり後れて壯なりし人なるべし。○中略さて遂に其青馬儀の字をも白馬と改られたり、所謂白馬奏、白馬節會などこれなり、されど白馬と書ても、詞にはなほ舊のまゝに、アヲウマと唱ふ例なり。○中略かくそ亥か白馬と書たる事の書に見えたる始は、西宮記七日節會條、左右御盤白馬奏とある方始なるべし。○中略村上天皇の天暦元年正月七日癸巳、白馬宴ありと書るを始にて、次々皆白馬と書き、其外の書ども、また家々の記どにも、延喜より後のものには、皆白馬と書て、青馬と書るは、をさくある事なし。○中略さて然白馬に更給へる謂は、年中行事秘抄に、正月七日白馬事、十節記云、馬性以白爲本、天有白龍地有白馬、是日見白馬、即年中邪氣遠去不來公事根源、河海抄等に本文を引かれたり、など云るかたの説に、さらに據り給へるものなるべし。

〔萬葉集二十〕水鳥乃可毛能羽能伊呂乃青馬乎家布美流比等波可藝利奈之等伊布

右一首爲七日侍宴右中弁大伴宿禰家持預作此歌、但依仁王會事、却以六日於内裏召諸王卿等賜酒肆宴給祿、因斯不奏也、

〔年中行事歌合〕五番 左持 白馬節會 正月七日

頓阿

松の葉の色にかはらぬ青馬を引ば是もや子日なるらん

〔内裏式上〕七日○正會式 前一日所司辨備豐樂殿構舞臺於殿前自舞殿南階南去十一丈、高三尺、方六丈、七設樂人帳於舞臺東南角南去八許丈、東去二許丈、舞臺北四丈、中務置宣命版位、南去一許丈置尋常版位、四位五位座於顯陽承歡兩堂六位以下座於明義歡德兩堂、其日平明、左右衛門樹梅柳於舞臺之四角及三面、內藏